

(趣旨)

第1条 この規程は、放送大学（以下「本学」という。）学則第5条第2項の規定に基づき、本学附属図書館（以下「図書館」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 図書館の業務は次のとおりとする。

- 一 本学の教育研究及び学習上必要な図書・学術雑誌その他の資料（以下「図書資料」という。）の収集、整理、保存を行うこと
- 二 図書資料の閲覧、貸出しを行うこと
- 三 参考調査に関する業務を行うこと
- 四 文献複写に関する業務を行うこと
- 五 図書館の施設及び設備を利用に供すること
- 六 他大学附属図書館等との連携協力を行うこと

(館長)

第3条 図書館に館長を置く。

- 2 館長は、図書館の運営に関する館務を掌理する。

(副館長)

第4条 図書館に、館長の職務を補佐するため、副館長を置くことができる。

- 2 副館長は、図書情報課長をもって充てる。

(細目)

第5条 この規程に定めるもののほか、図書館に関し、必要な細目は別に定める。

附 則

この規程は、平成22年10月13日から施行する。